

公立大学法人横浜市立大学 次期中期目標 (H23~28) 策定方針 (案)

現在、公立大学法人横浜市立大学の次期中期目標 (平成 23 年度~平成 28 年度) の策定に向けた議論を行なっているところであるが、本策定方針はこれまでの法人との議論を踏まえ、設立団体である本市の考え方を示したものである。

今後、中期目標の策定は、本方針に則り、市・法人間で十分な議論を行いつつ進めることとする。

1. 現行中期目標の課題

- 現行中期目標・中期計画は大学内の議論を踏まえ策定されたものの、大学全体への浸透が十分であるとはいえない。
- 項目数が多く、重複した目標・計画も見受けられる。また目標・計画設定のレベルを再検討する必要がある。
- 到達目標が不明確であり、達成度の測定が困難な項目がある。
- 現中期目標で付与されている目標について達成が困難となっているものを明らかにし、その原因を分析するとともに、社会経済状況の変化を踏まえ、新たに取り組むべき目標及びその目標を達成するための財源を検討する必要がある。
- 21 年度に実施する大学認証評価結果も踏まえ、教育・研究の内容について、設立団体として記載すべき内容を検討する必要がある。
- 学位審査や奨学寄附金等の執行についての一連の事案が発生したことを踏まえ、コンプライアンスの推進等に向けた取組を加速させる必要がある。
- 学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため、校舎等の建物の整備等について、整備内容、費用、財源、スケジュール等を明らかにする必要がある。

2. 中期目標策定の基本的な考え方

- 次期中期目標は、現行の目標を継承しつつ、市民が誇りうる、市民に貢献する、そして発展する国際都市・横浜とともに歩む「横浜市が有する意義のある大学」として、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもと、その存在意義を明確に市民に示すことができるような中期目標を策定する。
- 次期中期目標は、法人による自己点検・自己評価や法人評価委員会による中間評価、年度評価における未改善取組事項等をもとに、社会経済状況の変化を踏まえ、法人の自主・自立性を尊重しつつ、法人が達成すべき目標を付与する。
- 策定にあたっては、法人内での教員も含めた大学全体の次期中期計画策定準備作業の議論・意見を考慮し、市民の意見も踏まえ、明確な目標設定を図る。
- 国等の高等教育に関する動向や、国立大学法人、他公立大学法人の次期中期目標の策定状況も踏まえ、検討をすすめる。

- 教育、研究、地域貢献、国際化、附属病院、法人経営等の取り組むべき内容については、市民ニーズに対応し、本市の政策に貢献できる目標を策定する。
- コンプライアンスの推進に向け、体制づくり、再発防止策等の取組を加速させるための目標を付与する。
- 運営交付金については、社会経済状況の変化や本市の財政状況を踏まえつつ、次期中期目標達成に資するための必要額を交付するために、透明・明確な算定の基準を検討する。
- 自主・自立性を持つ法人として、安定した財務・経営基盤や経営全般にかかわる管理体制などを確立するため、理事長・学長のガバナンスが十分発揮できる仕組みを構築する。
- 校舎等の建物について、学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため必要な整備を行うとともに、整備後は、他大学の状況等も踏まえ、法人の自主・自立に向け、今後の建物の所有・管理形態について検証する。
- 法人の自主・自立に向け、固有職員を育成するための目標を付与するとともに、市派遣職員の配置のあり方についても中期目標に反映させる。

3. 中期目標策定の進め方

- 法人は基本的な目標や使命、教育・研究面における強みや特徴、社会や市民のニーズを内部で十分に議論し、次期中期目標期間内における具体的な取組内容を明らかにする。
本市はその取組内容について、市が有する大学としての意義を念頭におき、更に活発に取り組むべき点を精査し、また同時期に検討される横浜市次期中期計画との整合を図りつつ中期目標を策定する。
- 本市は法人の取組状況を聴取しつつ、骨子、中間案、最終案を策定し、その段階ごとに、専門的・総合的視点を有する法人評価委員会等の意見や助言を得て進める。
- 平成 21 年度中に骨子策定、中間案の検討を行い、平成 22 年度は中間案策定、最終案の検討を行い、平成 22 年 12 月市会での議決を目指す。

4. 想定スケジュール

平成 21 年 5 月～9 月	策定方針・スケジュール
9 月～12 月	骨子策定
平成 22 年 1 月～6 月	中間案策定
7 月～11 月	最終案策定
12 月	市会議決

※各策定プロセスにおいて、市・法人協議会、法人評価委員会、都市経営執行会議への説明や、市民の代表である市会にも適宜意見を聴き、案を修正していくこととし、これらの手続きが終了後、公表する。

次期中期目標策定方針（案）についての委員のご意見

分野・項目	ご意見	設立団体（市）の考え方・対応
基本理念 全般	・ 設立団体である横浜市が大学を持っている意義から、もう一度考えたほうがよい。	現時点では、次期中期目標は、「教育重視・学生中心・地域貢献」という現行の基本方針を継承することを考えていますが、原点に返っての議論も必要であると考えます。
	・ ある程度機能別の分化や市大の特長を伸ばすことを考えるべき。	引き続き市大の特長である実践的な教養教育、地域貢献、国際化、市民医療への貢献などを伸ばすことを考えていますが、この中でさらに重点的に取り組む必要があるものを議論してまいります。
	・ 反省・課題・世の中の状況や新しい課題を整理して、次の目標を作っていく必要がある	法人と個々の課題を整理し、骨子案、中間案では、具体的な目標を記載してまいります。
	・ 中期目標・中期計画の項目を減らすには、基本的に全学共通的な大学全体として捉えるべきものを記載するようにしたらよい。	現状の課題解決に向けた取組と新しい取組をバランスよく記載しコンパクトにまとめることを考えていますが、関係者との調整も必要です。
財務	・ 次期中期目標・計画では借入金はどうあるべきなのか検討する必要がある。	骨子案、中間案を検討していく中で、運営交付金と合わせて検討します。
	・ 学生数を増やしたり、授業料を上げることも検討してみるべき。	骨子案、中間案を検討していく中で、これらの必要性についても検討します。
	・ 人件費等の経費削減が思うように進んでいない。人件費比率を下げるには、人員削減や給料の見直しを考える必要があるし、一般競争入札の導入による管理経費の節約の必要もある。	責任ある執行体制、能力・実績主義に基づく透明性・公正性の高い人事制度などを進展させ、高度な専門的知識・経験を有する固有職員を育成するとともに、市派遣を含む法人全体の職員の配置・給与等に関するあり方を中期目標に反映させ推進します。 また、一般競争入札の導入等による更なる経費削減については、包括外部監査の改善要望にもあることから、法人では今年度からの改善に取り組んでいます。
施設整備	・ 施設整備について大学だけで決めきれない問題ではない。施設を出資していないからこういう議論になる。設立団体と法人で良く協議すること。	学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため、校舎等の建物の整備等について、整備内容、費用、財源、スケジュール等を法人と共通理解のもと明らかにする必要があると考えています。

分野・項目	ご意見	設立団体（市）の考え方・対応
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医師不足への取組について、労働環境の整備が必要である。 	<p>不足診療科への緊急医師確保策・地域医療人材の育成等、新規課題への柔軟な対応を可能とする体制・設備を整備する必要があると考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・政策的な医療と一般的な医療を区別して政策的な医療に関して必要な支援を行うこと（別の議論の場において他の委員から両者の区別は簡単ではない、現行の診療報酬制度も考えて支援すべきとの意見もあり） 	<p>現行の附属2病院への運営交付金については、大学病院として担うべき政策的な医療の実現、良質な医療人の育成や高度な医療を提供するため、救急医療、高度医療機器や結核病床の運営、医学部学生教育・実習経費等、大学病院の運営に必要な経費相当分を積算して交付しているものであり、単に収支差引の赤字補填というようなものではありません。引き続き、政策的な医療についての実績把握を行い、次期中期計画の運営交付金の算定に反映させたいと考えます。</p>
学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルに問題のある学生が増えている。メンタルヘルスについて学生支援が必要。 	<p>時代の変化に対応しつつ社会を支えていく人材を育成するため、学生のメンタルヘルス問題など新規課題への柔軟な対応を行うことが必要だと考えています。法人と具体的な対応を考えるとともに、必要に応じて骨子案、中間案に記載してまいります。</p>
ガバナンス管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大学全体のガバナンスがうまく作用していないと思われる。不祥事の原因の一部はこれもあるのではないか。 	<p>自主・自立性を持つ法人として、経営全般にかかわる管理体制などを確立するため、さらに理事長・学長のガバナンスが発揮できる仕組みを構築することを次期中期目標において付与します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に危機が起きた時に危機管理体制案どおりに機能できるのか。 	<p>法人は、平成21年3月に危機管理体制及び危機管理規程を策定しましたので、その内容を説明いたします。</p>